

第二号議案

大分県立特別支援学校学則の一部改正について
 大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和五年九月二十一日提出

大分県教育委員会教育長 岡 本 天 津 男

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
 大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
 別表の大分県立大分支援学校の項の次に次のように加える。

大分県立中央支援学校			本校			大分市			高等部	中学部	小学部	普通科	知的障害 肢体不自由
------------	--	--	----	--	--	-----	--	--	-----	-----	-----	-----	---------------

附 則

この規則は、公布の日（令和五年十月十日）から施行する。

提案理由

県立中央支援学校を設置することに伴い、同校の部、学科及び教育の対象とする障害種別を定める必要があるので提案する。

大分県立特別支援学校学則の一部改正の概要

1 改正理由

大分市内特別支援学校の児童生徒数の増加とそれに伴う教室不足へ対応するため、県立中央支援学校を新たに設置（※）することに伴い、同校の「部」、「学科」及び「教育の対象とする障害種別」を定める必要があるため。

※ 大分県立学校の設置に関する条例（昭和39年大分県条例第57号）の一部を改正する条例案を、大分県議会令和5年第3回定例会（以下「第3回定例会」という。）に上程中。

2 改正内容

学則の別表中に次のように県立中央支援学校の項を加える。

名 称		位 置	部	科	学 科	教育の対象とする障害種別
大分県立中央支援学校	本校	大分市	小学部			知的障害 肢体不自由
			中学部			
			高等部		普通科	

3 施行期日

公布の日（令和5年10月10日）

※ 第3回定例会において一部改正条例案が可決されることを条件とする。

○大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第一条～第二十九条（略）

第一条～第二十九条（略）

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

大分県立大分 支援学校 本校 大分市 小学部 中学部 高等部 普通科 知的障害 肢体不自由	大分県立中央 支援学校 本校 大分市 小学部 中学部 高等部 普通科 知的障害 肢体不自由	大分県立白杵 支援学校 本校 白杵市 小学部 中学部 高等部 普通科 知的障害 肢体不自由	(略)	名称	位置	部	科	学科	種別
				教育の対象とする障害					
				普通科					
				小学部					
				大分市					
				本校					
				大分県立大分支援学校					

大分県立大分 支援学校 本校 大分市 小学部 中学部 高等部 普通科 知的障害 肢体不自由	大分県立中央 支援学校 本校 大分市 小学部 中学部 高等部 普通科 知的障害 肢体不自由	大分県立白杵 支援学校 本校 白杵市 小学部 中学部 高等部 普通科 知的障害 肢体不自由	(略)	名称	位置	部	科	学科	種別
				教育の対象とする障害					
				普通科					
				小学部					
				大分市					
				本校					
				大分県立大分支援学校					

第一号様式～第十二号様式（略）

第一号様式～第十二号様式（略）